

# 特記仕様書

## 1章 総則

### 1-1 適用

本特記仕様書は、「令和4年度 防災・安全交付金（道路）事業に伴う調査業務（国）143号 松本市 会吉上（1）」の業務に適用する。

また、本特記仕様書は、「地質・土質調査共通仕様書 最新令和2年10月1日一部改訂」（以下「共通仕様書」という。）を補完し、特記仕様書に明記なき不明な事項は監督員（所長の指定する職員）と協議すること。

### 1-2 目的

本業務は、（国）403号新矢越トンネル工事により発生する自然由来の重金属等を含有する岩石・土壌の不溶化処理土における盛土材料の利用に伴う、不溶化処理土の地下水等への影響を調査するための水質調査（モニタリング）である。

### 1-3 業務管理

受託者は、委託契約書、設計図書、共通仕様書、業務打合せ書及び関係法規等を尊重し、監督員の指示を受け正確に業務を遂行しなければならない。

### 1-4 秘密の保持

受託者は、業務内容及びその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。

### 1-5 疑義

業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。

### 1-6 土地への立ち入り

受託者は、本業務にあたり、国有、公有又は私有の土地に立ち入る場合は、予めその土地の所有者に連絡し、承諾を得なければならない。また、承諾を得られない場合は、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

### 1-7 再委託の禁止

主たる業務に係る再委託は認めないこととする。ただし、予め書面により委託者に協議し、承諾を得た場合はこの限りではないものとする。

## 2章 業務内容

### 2-1 現地踏査

水質調査に当たり、監督員立合いのもと試料採取位置等を確認すること。

### 2-2 水質調査、地下水位観測

(1) 水質調査については、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に準じ実施すること。なお、調査及び試験の方法について、業務計画時に協議すること。

(2) 水質調査は、河川及び地下水観測井の調査地点より試料採水し、令和4年9月に実施すること。

地下水観測井の採水は、溜まり水を排除後、新しく溜まった水を採水すること。

(3) 水質調査の項目及び回数は設計書のとおりとする。

(4) 試験方法

・調査17号告示「地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件」(平成15年3月6日環境省告示第17号)

・水質調査法(昭和46年9月、環水管30号)

・なお、調査及び試験の方法について業務計画時に協議すること。

## 2-4 打合せ協議

着手時、中間、成果品納入時に行う。これらの協議は、新たな業務の追加がないかぎり、回数は設計変更の対象とならないものとする。

## 2-5 資料とりまとめ

調査試験の分析結果は、項目毎に評価を行い、資料をとりまとめ報告書を作成すること。

なお、調査試験の分析結果は、調査後速やかに毎月報告すること。

資料取りまとめ

(1) 考察・とりまとめ内容

①水質調査開始時以降の蓄積データのグラフ化

②工事の遂行が周辺環境へ及ぼす影響の評価

影響を評価するために調査・分析を実施する必要がある場合は、監督員と協議のこと。

③今後の水質調査の実施箇所と頻度の検討

## 3章 その他

### 3-1 貸与品

平成27、28、29、30年度、令和元年度、令和2年度の水質調査及び観測井設置の業務委託

### 3-2 成果品

(1) 電子媒体 (CD又はDVD) 2部

(2) 提出書類

提出書類	部数	提出時期・条件
工程表	1部	契約時
着手届	1部	着手後速やかに (契約後10日以内)
技術者等の通知書	1部	
業務計画書		契約後15日以内及び変更時 調査方法、検体採取方法、分析方法、使用する機器装置、分析フロー、検出下限値及び定量下限値、報告書式、現場・安全管理、有資格証写しなど
打合せ議事録	1部	打合せ後速やかに
監督日誌	1部	完了時 交付された場合

完了届	1部	完了時
検体採取・試験写真	1部	環境計量証明書又は調査報告書に添付
考察・資料とりまとめ	1部	完了時
協議書	必要部数	協議した都度
その他	必要部数	指示した都度

### 3-3 その他

(1) 関連工事

関連工事（道路本工事等）を施工しているのので、調査時期等について調整すること。

(2) 変更請負額

設計変更に伴い算出する請負額は、次式による請負比率により算出する。

$$(\text{変更請負額}) = (\text{変更設計額}) \times (\text{請負額}) / (\text{設計額}) \quad (\text{千円以下切り捨て})$$

(3) 施工管理費

環境計量測定分析費（水質調査）を含んだ額を対象とする。

# ウィークリースタンス実施要領

当初制定：平成31年3月18日

改正：令和3年3月3日

## 技術管理室

### 1 目的

ウィークリースタンスとは、受発注者間で効率的かつ計画的に業務を進めるためのルールを定める受発注者共同の取組であり、成果品の品質確保と、ワークライフバランスの推進による担い手の確保・育成を目的とする。

### 2 対象業務

長野建設部が発注する委託業務（測量、調査、設計、用地測量、物件調査、構造物点検等）に適用する。ただし緊急を要する業務、小規模修正業務は除く。

### 3 実施内容

本実施要領<sup>※業務委託特記事項に添付</sup>に基づき、受発注者間での十分な意思疎通により業務を進める。

#### 1) 業務を実施するうえでのルール

・受発注者の協議により下記の①～⑤を基本的なルールとして定める。ただし一部を実施しないとすることもできる。

- ① 水曜日は定時に帰宅する（水曜日に限らず週1回ノー残業デーを設ける）
- ② 週末に作業を依頼し、週初めを提出期限とすることを禁止する
- ③ 十分な作業期間を確保する
- ④ 勤務時間外の作業依頼はしない
- ⑤ ワンデーレスポンスの徹底

・上記①～⑤以外でも、業務の効率化や成果品の品質向上につながる取組・提案等は実施することができるものとし、初回打合せ時に協議して決定する。

#### 2) 制約事項等の確認

- ・業務を進めるうえでの制約事項や業務の中間目標（マイルストーン）について、発注時に業務委託特記事項（業務委託するにあたっての条件等）に明示する。また、業務実施中に発生する事項については協議によって受発注者の共通認識とする。
- ・業務履行期間について「業務スケジュール管理表」等<sup>※</sup>により、受発注者の共通認識としたうえで、履行期間の変更等を柔軟に行う。

※業務工程表を工夫することでも可

#### 3) その他

- ・「業務スケジュール管理表」は、業務計画書に含めて提出する業務工程を兼ねることができる。

### 4 適用年月日

本要領は、令和3年（2021年）4月1日以降契約する案件から適用する。

# 電子納品に係る実施要領

(平成 27 年 9 月 29 日制定、平成 31 年 3 月 8 日一部改定)

## (目的)

第 1 この要領は、長野県の建設工事及び建設工事に係る測量設計業務等（以下、「工事等」という。）における電子納品を進めるための実施方法等を定め、公共工事における C A L S / E C の推進を図ることを目的とする。

## (電子納品の定義)

第 2 「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における活用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等 に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

## (対象工事等)

第 3 原則として全ての工事等を対象とする。ただし、発注機関の長が不要と認めた場合はこの限りでない。実施内容として次により区別するものとする。

- ・受注希望型競争入札による工事等：電子納品を原則とする
- ・参加希望型競争入札による工事等：協議により電子納品又は紙納品を選択

2 中小規模の工事等における電子納品を推進するため、前項に規定された案件の中から発注者の指定した案件について、推進事業案件とし、別に定める I T アドバイザーを活用した「電子納品推進事業」実施要領により実施するものとする。

## (対象成果品)

第 4 電子納品の対象となる成果品は、次に規定される成果品とする。

- ・土木工事共通仕様書（施工管理基準、写真管理基準等を含む）
- ・測量業務共通仕様書
- ・地質・土質調査共通仕様書
- ・設計業務共通仕様書
- ・用地調査等共通仕様書（第 3 章～第 3 章の 7 に該当するもの）

## (経費の取り扱い)

第 5 電子納品の作成に係る経費の取り扱いは以下のとおりとする。なお、第 11 で規定する成果品の提出部数によらない場合は、特記仕様書に明示するほか、別途、必要経費を考慮するものとする。

- 1) 工事：共通仮設費率に含まれるものとする。
- 2) 業務：各分野の積算基準で定める「電子成果品作成費」を計上するものとする。

## (要領・基準)

第 6 長野県の電子納品は、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以

下「要領・基準類」という。)を準用する。【別記】

(運用に関する手引き)

第7 長野県の電子納品に関する下記事項等の運用については、別に定める「運用の手引き」による。【別記】 これに定めのない事項については、国土交通省関東地方整備局の「電子納品に関する手引き(案)[土木工事編][業務編]」に準じて受発注者間で協議して定めることとする。

- ・要領・基準類の長野県での読み替え
- ・受発注者間で協議確認する際に使用する「チェックシート」
- ・電子納品対象書類の範囲
- ・電子ファイルのアプリケーションソフト、バージョン
- ・施工中の書類の取り扱い
- ・電子成果品の保管管理
- ・長野県では、工事帳票及び工事写真も電子納品の対象とし、原則1枚の納品媒体に格納する

こととします。格納された各データは、1つの工事管理ファイル(index\_c.xml、index\_d.xml)

により管理されるものとします。

(協議確認事項)

第8 電子納品の実施にあたり、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

①着手時協議

工事等の着手時に、期間中の電子納品に関する疑問を解消し円滑に電子納品を実施するため、「着手時チェックシート」を用いて受発注者間で電子納品の対象書類やファイル形式について協議するとともに、データバックアップ体制やコンピュータウィルス対策方法について確認を行う。

②検査・納品前協議

竣工検査(完了検査)・納品前において、電子成果品に対する円滑な検査実施を確保するため「検査・納品前協議チェックシート」を用いて実施する。

(納品媒体)

第9 納品する電子媒体は基本的にCD-RもしくはDVD-Rとする。CD-Rの論理ファイルフォーマット形式はJoliet※とし、DVD-Rの論理ファイルフォーマット形式は、UDF(UDF Bridge)とする。なお、中途における情報のやり取りについては、受発注者協議の上、他の電子媒体を認めることとする。

(納品物のチェック)

第10 受注者は、電子成果物を納品する前に、必ず国土交通省から提供される最新版の「電子納品チェックシステム」によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。また、ウィルスチェックを行い、ウィルスが検出されないことを確認することとする。

(工事等完成図書の提出部数)

第 11 建設工事電子データにより納品する成果品については、電子データを格納した電子媒体をもって原図・原稿及び製本に代えるものとし、提出部数は以下のとおりとする。

①工事完成図書

電子納品対象書類	電子媒体 (CD-R・DVD-R)	2部 (正・副)
	紙媒体 工事写真のうち「着手前・完成」	1部 (その他協議による)
上記以外	紙媒体	1部

②業務完成図書書類 電子媒体 (CD-R・DVD-R) 2部 (正・副)

紙成果物が必要な場合は、別途必要経費を計上するものとする。

・電子媒体ラベルへの記載項目のうち、工事等名称については、路河川名及び市町村名、字名を含むものとする。

(電子納品の検査)

第 12 電子成果品の書類検査は、電子データで検査することを原則とし、必要がある場合に限り紙での出力により対応する。検査に必要な機器の準備は、原則として発注者が行うが、受注者が自主的に用意することを妨げない。機器の操作は、受注者が主に行い、発注者は操作補助を行う。

(適用)

第 13 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事等から適用する。

※ J o l i e t (ジヨリエット)

マイクロソフト社が設計した、ISO9660 の拡張規格であり、1 文字 2 バイトで表現する Unicode を採用し、128 バイト (64 文字) までの長いファイル名に対応しています。流通しているほとんどの OS が対応しており、Joliet を利用できないシステムでも ISO 9660 レベル 1 とし読み込めるようになっていることから、ワープロソフト等で一般的になった 4 文字の拡張子に対応するため、電子納品に関する要領・基準での標準として採用しました。

(国土交通省電子納品運用ガイドラインによる)

## 【別記】長野県が準用する「要領・基準類」及び「運用に関する手引き」等

(令和4年4月1日現在)

○国土交通省「要領・基準類」は以下のとおり。

### 要領・基準

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| ・ 工事完成図書の電子納品等要領  | 令和3年3月   |
| ・ 土木設計業務等の電子納品要領  | 令和2年3月   |
| ・ CAD製図基準         | 平成29年3月  |
| ・ デジタル写真管理情報基準    | 令和2年3月   |
| ・ 測量成果電子納品要領      | 令和3年3月   |
| ・ 地質・土質調査成果電子納品要領 | 平成28年10月 |

### ガイドライン類

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| ・ 電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】   | 令和3年3月  |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【業務編】      | 令和2年3月  |
| ・ CAD製図基準に関する運用ガイドライン    | 平成29年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【測量編】      | 令和3年3月  |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】 | 平成30年3月 |

○納品時に使用するチェックシステムは以下のとおり。

- ・ 国土交通省から提供される電子納品チェックシステムの最新版
- ・ OCFの「SXF確認機能検定」に合格したソフトウェア  
(CAD製図基準に基づいて作成された図面を見る場合)

○長野県では、工事帳票及び工事写真も電子納品の対象とし、原則1枚の納品媒体に格納することとします。格納された各データは、1つの工事管理ファイル（INDEX\_C.XML、INDEX\_D.XML）により管理されるものとします。

### <参考資料>

- 国土交通省「電子納品に関する要領・基準」  
[http://www.cals-ed.go.jp/cri\\_point/](http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/)
- 電子納品チェックシステム [http://www.cals-ed.go.jp/edc\\_download/](http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/)

# 業務委託設計書に添付する特記事項

## 1 業務箇所

路 河 川 名	市 町 村 名	箇 所 名
(国)143号	松本市	会吉上(1)

## 2 業務内容

	延長等 業務内容	
測量業務		別添図の有・無
設計業務		別添図の有・無
調査業務	水質調査 1式 考察、資料とりまとめ 1式	別添図の有・無 <input checked="" type="checkbox"/> 有・無

## 3 業務期間

日数 120日間

## 4 成果品

測量業務	
設計業務	
調査業務	特記仕様書のとおり

## 5 業務委託をするに当たっての条件等

項 目	内 容
	<ul style="list-style-type: none"><li>・電子納品の対象業務とする。</li><li>・「現地調査」「地下水採取」「考察・とりまとめ」の積算について「全国標準積算資料 土質調査・地質調査令和2年度改正歩掛版(一般社団法人全国地質調査業協会連合会)」を参考に積算している。</li><li>・水質については、刊行物単価を参考に積算しています。</li></ul> なお、使用した単価は予定価格算出上のもので、特定の製品や民間取引を指定したものではありません。